

日常生活用具の給付

身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、難病等障害児・者の日常生活の便宜を図るため、次のような日常生活用具の給付があります。ただし、利用者本人（児童の場合は保護者）の所得状況に応じた利用者負担（上限月額までは販売価格の1割の負担）があり、それぞれの種目には、給付限度額（それぞれの用具に対して補助できる限度額。）があります。用具と障害の内容により、申請に必要な書類が異なります。また、用具を購入される前に申請が必要ですのでお住まいの区の区役所・支所へご相談ください。

※ご利用希望者本人の市民税所得割の額が46万円以上の方は対象になりません。（対象者が障害児の場合を除く）

種 目	対 象 者	耐用年数
特 殊 マ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3歳以上で、①～⑤のいずれかに該当する方 ① 知的障害重度以上の在宅の方 ② 18歳未満の下肢機能障害2級以上の在宅の方 ③ 18歳未満の体幹機能障害2級以上の在宅の方 ④ 18歳以上の下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ⑤ 18歳以上の体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方 	5年
特 殊 尿 器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により自力で排尿できない在宅の方 	5年
入 浴 担 架	<ul style="list-style-type: none"> 原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 	5年
体 位 変 換 器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上で、下着交換等にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたり介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方 	5年
移 動 用 リ フ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方 	4年
特 殊 寝 台	難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方	8年
訓 練 用 ベ ッ ド	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	8年
入 浴 補 助 用 具	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 	5年
便 器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により常時介護を要する在宅の方 	8年
T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3歳以上で、①～④のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、歩行が不安定な方 ② 下肢機能障害で、歩行が不安定な方 ③ 体幹機能障害で、歩行が不安定な方 ④ 内部障害で、歩行が不安定な方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な方 	3年
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3歳以上で、①～③のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ② 下肢機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ③ 体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な在宅の方 	8年
頭 部 保 護 帽	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、転倒の危険がある方 ② 下肢機能障害で、転倒の危険がある方 ③ 体幹機能障害で、転倒の危険がある方 ④ 両上肢障害で、転倒の危険がある方 ⑤ 知的障害の重度以上で、医師が必要と認めた方 ⑥ てんかんの発作等により頻りに転倒する精神障害の1級で、医師が必要と認めた方 	3年

種 目	対 象 者	耐用年数
特 殊 便 器	<ul style="list-style-type: none"> 原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 上肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 知的障害 重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の方 難病等の疾患により上肢機能に障害のある在宅の方 	８年
火 災 警 報 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級 	８年
自 動 消 火 器	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	５年
電 磁 調 理 器	原則学齢児以上で、①～④のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 視覚障害２級以上の方が属する世帯 ② 上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上の方 ③ 知的障害 重度以上の方 ④ 精神障害の１級で、障害のために火の管理が困難な方 	６年
視覚障害者用はかり	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	１０年
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	原則学齢児以上で、聴覚障害２級以上の方が属する世帯で日常生活上必要と認められる世帯	１０年
浴 槽	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 下肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上の在宅の方 	８年
簡 易 浴 槽		３年
湯 沸 器		８年
風 呂 釜		５年
透 析 液 加 温 器	原則３歳以上で、腎臓機能障害３級以上の自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	５年
ネ ブ ラ イ ザ ー	<ul style="list-style-type: none"> 原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 呼吸器機能障害３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者 難病等の疾患により呼吸機能に障害のある方 	５年
電 気 式 た ん 吸 引 器	<ul style="list-style-type: none"> 原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 呼吸器機能障害３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者 難病等の疾患により呼吸機能に障害のある方 	５年
酸 素 ポ ン ペ 運 搬 車	１８歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方	１０年
視 覚 障 害 者 用 音 声 体 温 計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方が属する世帯	５年
視覚障害者用体重計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方が属する世帯	５年
視覚障害者用血圧計	１８歳以上で、視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
パ ル ス オ キ シ メ ー タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ① 呼吸器機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ② 心臓機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ③ ①又は②と同程度の障害で、在宅酸素療法を行っている方 ④ 呼吸器機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑤ 心臓機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑥ ④又は⑤と同程度の障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑦ 難病等の疾患により人工呼吸器を装着している方 	５年

種 目	対 象 者	耐用年数
聴覚障害者用体温計	原則学齢児以上で、聴覚障害２級以上の方が属する世帯	５年
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	原則学齢児以上で、①～③のいずれかに該当する方 ① 音声・言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する方 ② 肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する方 ③ 聴覚障害４級以上の方	５年
視 覚 障 害 者 用 基 本 ソ フ ト	原則学齢児以上で、視覚障害の方	３年
情 報 通 信 ・ 支 援 用 具	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 視覚障害の方 ② 上肢機能障害２級以上の方	５年
点字ディスプレイ	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
標 準 型 点 字 器	視覚障害の方	７年
携 帯 用 点 字 器	視覚障害の方	５年
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
視 覚 障 害 者 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	原則学齢児以上で、視覚障害の方	８年
暗 所 視 支 援 眼 鏡	・原則学齢児以上の視覚障害の方で、夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方 ・難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方	８年
視 覚 障 害 者 用 時 計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
地デジが聞けるラジオ	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 聴覚障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ② 発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	５年
聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	６年
人 工 喉 頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方	笛式 ４年 電動式 ５年
人 工 鼻 ※付属品のみ	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工喉頭を使用する方	—
人 工 内 耳 体 外 機 交 換 用 電 池 (使 い 捨 て)	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	—
人 工 内 耳 体 外 機 交 換 用 充 電 池	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	１年
人 工 内 耳 体 外 機 交 換 用 充 電 器	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	３年
視 覚 障 害 者 用 音 声 I C タ グ レ コ ー ダ ー	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	６年

種 目	対 象 者	耐用年数
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方 ② 言語機能障害かつ上肢機能障害による身体障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方	6 年
ス ト ー マ 用 装 具	① 直腸機能障害で、消化器系ストーマを造設している方 ② ぼうこう機能障害で、尿路系ストーマを造設している方 ③ ぼうこう機能障害で、カテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方 ④ 難病等の疾患により直腸機能に障害のある方	—
紙 お む つ 等	【ぼうこう機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある方 【直腸機能障害の方】 ③ 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ④ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ⑤ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑥ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が必要と認めた方	—
洗 腸 装 具	【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 消化器系ストーマを造設し、洗腸排便法を行っている方 ③ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ④ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑤ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が必要と認めた方	6 か月
収 尿 器	排尿の調節が自由にできない、排尿障害のある方	1 年
住 宅 改 修	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	—

※問い合わせ・申請先 区役所福祉課（社会福祉事務所）、支所区民福祉課

※介護保険の第1号被保険者及び特定疾病に該当する第2号被保険者については、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器、特殊マット、体位変換器、特殊尿器、簡易浴槽、特殊寝台、住宅改修を給付することはできません。